

ミネラルウォーター類における PFAS の規格基準について



食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 105 号）が 2025 年 6 月 30 日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が改正されました。改正の概要等につきましては下記の通りです。

【改正の概要】

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）に係る成分規格を設定され、規格は、PFOS 及び PFOA の和として 0.00005mg/l 以下となります。

【施行期日及び経過措置】

2025 年 6 月 30 日から施行されます。ただし、2026 年 3 月 31 日までに製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができます。

【運用上の注意】

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上のものを除く。）」の製造基準として規定する、「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない」について、PFOS 及び PFOA は、人の健康を損なうおそれのない濃度として、当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の PFOS 及び PFOA に係る成分規格の値とすること。また、引き続き、泉源の衛生管理について指導されたい。

当社では PFOS や PFOA などの PFAS 分析について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 6 月 30 日付 消費者庁報道発表資料](#)

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

